

2020年3月31日

KOBEカード協議会

「KOBE PiTaPa VISA カード」「KOBE PiTaPa Master カード」 重要なお知らせ

日頃はKOBE PiTaPa VISA カードおよび、KOBE PiTaPa Master カード(以下、「KOBE PiTaPa」といいます)をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、KOBE PiTaPa は2005年3月以降神戸地域における交通の利便性向上と地域住民の皆様方の生活利便の向上のため、神戸市と地域交通社局で設立したKOBE カード協議会から発行して参りました。

しかしながら近年、KOBE PiTaPa 以外にご利用いただけるPiTaPa カードも多数発行されており、地域における交通利便、生活利便はKOBE PiTaPa 以外でもカバーできる状況となっていることに加え、KOBE PiTaPa の発行枚数は伸びなやみ、最近においては減少傾向をたどっていることから、今後現在のサービスレベルの維持も困難な状況になっております。

つきましては、上記の状況を踏まえ、来る2021年3月1日以降、KOBE PiTaPa の新規発行および更新カードの発行を停止させていただくことになりました。

お客様には大変ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これに伴い、当協議会で発行しておりますKOBE PiTaPa について、下記の通り取扱いを変更・終了させていただきます。

1. 新規募集受付の停止

2021年2月28日をもって、KOBE PiTaPa の新規入会受付を停止いたします。

※なお、KOBE PiTaPa 以外のPiTaPa カードにつきましてはPiTaPa ホームページ
(<https://www.pitapa.com/>) をご覧ください。

2. 更新カード発行の停止

2021年3月以降に有効期限が到来するKOBE PiTaPa は、更新カードの発行を停止します。

※なお、有効期限内は今まで通り各種サービスをご利用になれます。

3. KOBE PiTaPa Master カード(トヨタファイナンス(株)発行分)の有効期限の短縮

KOBE PiTaPa Master カードについては、2020年4月以降の新規ご入会、および2020年5月以降にお届けする更新カードの有効期限を2年とします。あしからずご了承下さい。

4. 各種登録情報、集金代行(電気・ガスなどの公共料金、インターネットプロバイダ料金等)等のお取扱いについて、有効期限が到来し、カードが更新されない場合や、有効期限前にご解約された場合は、各種登録情報の引継ぎや集金代行が出来なくなります。

※他のクレジットカードにご加入の上、情報登録、集金代行の登録手続きをお願いします。

5. PiTaPa 定期サービスもご利用できなくなります。

あらかじめ定期券をご購入された定期券販売所にて、磁気定期券に発行換えしていただくか、他のPiTaPa カードにご加入の上(もしくはすでにお持ちのPiTaPa カードに)、乗せ換えをお願いします。

6. KOBE PiTaPa に付帯する ETC カードもご利用できなくなります。

他のクレジットカードにご加入の上、付帯する ETC カードの発行の手続きをお願いします。

7. KOBE ポイントは失効いたします。

解約される前又は、更新を迎える前までに、あらかじめポイントの交換手続きをお願いします。

※ポイント残高の確認・交換方法等については (<https://www.kobe-pitapa.com/point/>) をご覧ください。

◆詳細については、改めて、各会員さまに郵送にて連絡させていただきます。

その他ご不明な点については、KOBE PiTaPa ホームページをご覧ください。KOBE カード協議会事務局までご連絡ください。

【この件についてのお問い合わせ先】

KOBE カード協議会事務局 TEL 078-646-3116 (平日 10時~17時 年末年始休業)